

官報

号外 昭和四十二年七月十三日

○第五十五回 衆議院会議録 第三十八号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)

議事日程 第三十一号

昭和四十二年七月十三日

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第三 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 外貿埠頭公團法案(内閣提出)

第五 旅券法の特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

文化財保護委員会委員任命につき同意を求める件

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第三 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 外貿埠頭公團法案(内閣提出)

日程第五 旅券法の特例に関する法律案(内閣提出)

の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 交差点における通行方法等(第三十四条、第三十八条)」を「第六節 交差点における通行方法等(第三十四条、第三十八条)」を「第六節 交差点における通行方法等(第三十四条、第三十八条)」に改める。

第三章中第三十八条を削り、第六節の次に次条・第三十八条の二)に、「第六十三条の二)を「第六十三条の三)に、「第一百四十四条」を「第一百四十四条」に改める。

第六節の二 横断歩行者の保護のための一節を加える。

第六節の二 横断歩行者の保護のための通行方法

(横断歩道における歩行者の優先)

第三十八条 車両等は、歩行者が横断歩道により道路の左側部分(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路)を横断し、又は横断しようとしているときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにならなければならない。

2 車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、当該横断歩道の直前で一時停止しなければならない。

3 車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等(軽車両を除く。)の側方を通過してその前方に出ではならない。

2 前項の運行記録計を備えなければならないことを定められた事項を記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

3 前項の運行記録計を備えなければならないことを定めている自動車の使用者は、運行記録計により記録された当該自動車に係る記録を、総理府令で定めるところにより一年間保存しなければならない。

(罰則 第百二十二条第一項第九号の二、第三百二十二条)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第三 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 外貿埠頭公團法案(内閣提出)

日程第五 旅券法の特例に関する法律案(内閣提出)

第三十八条の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第百二十二条第一項第九号の二、第三百二十二条)

第三十八条の二 並びに第三十四条を「第三十四条」に改め、「第四項」の下に「並びに第三十八条第三項」を加える。

第四十一条第一項中「並びに第三十四条」を「第三十四条」に改め、「第四項」の下に「並びに第三十八条第三項」を加える。

第五十三条の付記中「第一項については」の下に「第一百九条第一項第三号の二」を加え、「第一百九条第一項第三号の二」を「第十号」に改める。

第五十七条の付記中「第一項については」の下に「第一百九条第一項第三号の二」を加え、「第一百九条第一項第三号の二」を「第十号」に改める。

第三章第十一節中第六十三条の二の次に次の二条を加える。

第五十五条の付記中「第一項については」の下に「第一百九条第一項第三号の二」を加え、「第一百九条第一項第三号の二」を「第十号」に改める。

第六十三条の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により運行記録計を備えなければならないこととされている自動車で、これららの規定により定められた運行記録計を備えていないか、又は当該運行記録計についての調整がされていないためこれららの規定により定められた事項を記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 前項の運行記録計を備えなければならないことを定めている自動車の使用者は、運行記録計により記録された当該自動車に係る記録を、総理府令で定めるところにより一年間保存しなければならない。

(罰則 第百二十二条第一項第九号の二、第三百二十二条)

第六十四条中「又は第一百三条」を「第一百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第一百三条の二」

に改め、「第四項」の下に「又は第一百三条の二」

一項」を加える。

第六十七条中「第八十五条第五項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第七十一条中「及び第八十五条第五項」を「並びに第八十五条第五項及び第六項」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条の付記中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改め、「第九号の二」の下に「第一百二十二条」を加える。

第七十四条の二第三項中「第一項、第二項又は第三項」を「第一項から第四項まで」に改める。

第七十五条第三項中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「同条同項」を「同条第五項又は第六項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 前条第一項の安全運転管理者その他の車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両の運転者に第五十七条第一項の規定に違反して積載をして車両を運転することを命じ、又は車両の運転者が同項の規定に違反して積載をして車両を運転することを容認してはならない。

第七十五条の付記中「第一百二十三条」の下に「第四項については第二百二十二条第一項第十一号の五、第二百二十三条规定する。」を加える。

第七十五条の四第一項中「二」を「又は三」に改め、同条第二項中「左側の」を「高速通行路の左側端から數えて一番目の」に改め、同条第三項中「右側の」を「その通行している車両通行帯の直近の右側の」に改める。

第八十五条第五項中「二年」と「三年」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

6 大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第一項の規定にかかわらず、大型自動車に係る仮免許を含む。」の下に「にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に」を加え、同項第六号中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「一年」の下に「（第一百三十条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、一年から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間）」を加え、「又は免許」を「又はこれららの規定若しくは第一百三十条の二第一項の規定により免許」に改め、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「又は第一百七条の五第九項において準用する第一百三十条の二第一項の規定により」を加える。

7 第九十六条第四項中「第二項及び」を「第二項、第三項及び」に、「又は第一百三十条」を「第一百三十条」に改め、「第四項」の下に「又は第一百三十条の二第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、普通免許、大型特殊免許又は軽免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通常して二年以上の者でなければならない。

3 第百二条に次の一項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による適性検査について必要な事項は、總理府令で定める。

5 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係する事項を記載しなければならない。第四項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けて了した公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係する事項を記載しなければならない。第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

（免許の効力の仮停止）

第百三十条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関する各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起し、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」といふ。）をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第一百十七条の違反行為をしたとき。

二 第百十七条の二第一号の違反行為をし、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第一百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

4 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えるなければならない。

5 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分を受けた警察署長に提出しなければならない。

6 第一百四十条第一項中「前条」を「第一百三十条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第一百三十条」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

7 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第二項又は第四項の規定により処分を受けたときは、その効力を失う。

8 仮停止を受けた者が当該事案について前条第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

（罰則 第三項については第一百二十二条第一項第九号）

第百四十条第一項中「前条」を「第一百三十条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第一百三十条」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づき、第一百八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを認定した者については、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行なわないで第一百三十条の二第二項の規定による処分をしたところがある。

5 第百六十条中「したとき、」の下に「警察署長が第一項又は第四項の規定により免許を取り消すことができる。

6 第百六十条中「したとき、」の下に「警察署長が第一項又は第四項の規定による処分をしたところがある。

7 第百七十条第二項中「受けた者は、」の下に「第一百三十条第三項又は第一百三十条第一項若しくは第四項の規定により」を加え、同条第三項中「公安委員会」の下に「又は第一百三十条の二第二項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

8 受けた公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係する事項を記載しなければならない。第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

受ける公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、あわせて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。
五百七条の五第三項中「第四項中」の下に「第一項の規定により消す」とあり、又は同条第五項中「公安委員会」を「五百二条」に改め、同条第五項中「公安委員会」の下に「又は第九項において準用する五百三条の二第四項若しくは第六項の規定により国際運転免許証の送付を受けた公安委員会」を加え、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「又は第九項において準用する五百三条の二第一項の規定により」を加え、同条に次の一項を加える。
9 第五百三条の二の規定は、国際運転免許証を所持する者が自動車等の運転に關し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「記載」とあるのは「總理府令で定めるところにより記載」と、同条第六項中「前条第三項」とあるのは「五百七条の五第一項の五第八項において準用する前条第三項」と、同条第七項及び第八項中「前条第二項又は第四項の規定」とあるのは「五百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。
五百七条の六中「又は」を「若しくは」に改め、第五項及び第九項に改める。
五百七条の五の付記中「及び第六項」を「、第

「したとき」の下に、「又は警察署長が前条第九項において準用する第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき」を加える。

第七章中第一百四十四条の次に次の二条を加える。

(公安部員会の事務の委任)

第一百四十四条の二 公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に關する事務(これらの処分の際の弁明の機會の供与及び聽聞に関する事務を含む。)を警視総監又は道府県警察本部長に行なわせることができる。

2 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができる。

第一百八十八条第一項第一号中「第四項の規定により」の下に、「若しくは第三百七条の五第九項において準用する第三百三条の二第一項の規定により」を加え、同項第五号中「第五項」の下に「又は第六項」を加える。

第一百十九条第一項第二号の一中「(歩行者の保護)」を「(横断歩道における歩行者の優先、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等) 第一項の規定に違反して積載をして車両を運転した者

第一百九十条第一項第九号の二中「、第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第二百二十条第一項第八号中「第二項」の下に「第五十三条(合図)第一項」を加え、同項第九号中「第五十三条(合図)第一項」を削り、「第五号、第六号若しくは第七号」を「第四号、第五号若しくは第六号」に改め、同項第十号中「、第五十七

号の次に次の「一」号を加える。

第一項の規定に違反した者（前条第一項第三号の二に該当する者を除く。）

第十の二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）

第一百二十条第一項第十一号の四の次に次の「一」号を加える。

十一の五 第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）第四項の規定に違反した者

第一百二十二条第一項第九号中「第一項」のトに「第二百三十一条の二（免許の効力の仮停止）」のト（第二百七条の五（自動車等の運転禁止等）第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第九号の二中「第七十四条の二」の上に「第六十

目次中「第八章 罰則（第一百十五条—第一百二十九条）」に改める。

六条・第一百二十七条
（第一百二十八条・第一百二十九条）

第一百三十二条

十四条の特例

本則に次の「一」章を加える。

第一節 例

（通則）

本則に次の「一」章を加える。

第九章 反則行為に関する処理手続の特例

第一節 通則

（通則）

第二百一十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪にあたる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等（軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものとし、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

第三条の三(運行記録計による記録等)又は「を加える。
第一百二十二条第一項中「第五号、第九号」を
「第三号の二、第五号、第九号、第九号の二」に
改め、「第十号」の下に「、第十号の二」を加え。
「第二号の二、第五号若しくは第九号」を「第五
号若しくは第九号」に改める。
第一百二十三条中「第五号」を「第三号の二、第
五号」に改め、「第十号」の下に「、第十号の二」
を、「第十一号の四」の下に「、第十一号の五」を
加える。
第二条 道路交通法の一部を次のようにより改正す
る。

道府県警察本部長（以下「警察本部長」といふ。）にすみやかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしたと認める者に対し告知を受けたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

三 当該反則行為をした場合において酒気を帯びていた者（当該反則行為に係る罪が第一百二十二条第一項に規定する罪である場合に限る。）
 四 当該反則行為をし、よつて交通事故を起こしたもの

（告知）

この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

（第二節 告知及び通告）

この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

（通告）

第一百二十七条 警察本部長は、前条第三項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（仮納付）

第一百二十九条 第一百二十六条第一項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を政令で定めるところにより仮に納付することができる。ただし、第一百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

（報告）

第一百二十七条第一項の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより公示して行なうことができる。

（方面本部長への権限の委任）

第一百三十二条 この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

（政令への委任）

第一百三十三条 この章に定めるものほか、第

は第四項の規定による免許の効力の停止又は第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けたことがある者

三 当該反則行為をした場合において酒気を帯びていた者（当該反則行為に係る罪が第一百二十二条第一項に規定する罪である場合に限る。）
 四 当該反則行為をし、よつて交通事故を起こしたもの

この章において同じの納付は、当該通告を受けたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

第一百二十八条 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内）に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならない。

前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されない。

（反則者に係る刑事事件）

第一百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第一百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第一百二十九条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第一百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項の規定によ

る反則金の納付の通告を受け、かつ、第一百二十九条第一項に規定する期間が経過した後で

規定期による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額をすみやかにその者に返還しなければならない。

（反則者に係る刑事事件）

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第一百二十六条第一項の規定による告知又は第一百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

（第五節 雜則）

（方面本部長への権限の委任）

第一百三十二条 この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができるものとされる。

（政令への委任）

第一百三十三条 この章に定めるものほか、第

百二十六条第一項又は第一百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他のこの章の規定の実施に關し必要な事項は、

政令で定める。

（別表）

（政令への委任）

別表

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百八条第一項第三号又は第二項の罪にあたる行為(法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度を二十五キロメートル毎時以上とする速度で運転する行為を除く。)	大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。)	一万五千円

第百十九条第一項第一号(第七条第三項に係る部分を除く。)、第二号(二、第三号の二、第五号(第九号の二若しくは第十五号又は第二項(第七条第三項に係る部分を除く。)の罪にあたる行為)

小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」といふ。)	普通自動車、自動二輪車及び軽自動車(以下「普通自動車等」といふ。)
七千円	一万円

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。次項から附則第五項までにおいて同じ。)及び次項から附則第五項までの規定による法律の公布の日から起算して三月を経過した日

三 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十年七月一日

四 第三条並びに附則第十二項の規定 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第十九六号)第二条の規定の施行の日(昭和四十三年九月一日)

三 第一条の規定の施行の際現に大型自動車免許(以下「大型免許」という。)を受けている者で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によって運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しているものは、同条の規定による改正後の道路交通法

大型自動車等	一万円
普通自動車等	八千円
小型特殊自動車等	五千円
大型自動車等	五千円
普通自動車等	四千円
小型特殊自動車等	三千円
大型自動車等	四千円
普通自動車等	三千円
小型特殊自動車等	一千円

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

備考

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「大型特殊免許又は軽免許」を「又は大型特殊免許」に改める。

別表中「自動二輪車及び軽自動車」を「及び自動二輪車」に改める。

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

2 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車の運転の期間が通算して三年に達しているものとみなす。

4 新法第百三條の二第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当することとなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の道路交通法第九十五条の四の改正規定及び同法第百四十二条の次に一条を加える改正規定 この法律の

7 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、新法第百三條の二第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当するところなつたものについては、適用しない。

8 前項の規定により交付すべき交付金の毎年度の総額は、当該年度における反則金に係る収入見込額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していないものを加算し、又は当該収入見込額から当該前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額を控除したものとする。

9 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第七項に規定する道路交通安全施設の設置に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができる。この場合において、その返還された金額は、当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度において、同項の規定により交付すべき交付金の当該年度の総額に加算する。

10 国は、交付金の用途及び道路交通安全施設の設置の状況等に關し、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村から報告を徵することができる。

11 前四項の規定による交付金に関する事務は、自治大臣が行なう。

12 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

13 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭

和三十七年法律第百四十五号) の一部を次のよう改定する。

本則に次の一項を加える。

(反則行為に関する処理手続の特例の適用)

第十一条 道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、同法第八章の罪にあたる行為のうち同法別表の上欄の同法第二百二十条の罪にあたる行為の項に掲げるものとみなす。

自治設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項第二十八号の次に次の二項を加える。

二十八の二 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第一号)附則第七項の規定による交通安全対策特別交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二条第十六号の次に次の二項を加える。

十六の二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

第十七条第四号の四の次に次の二項を加える。

四の五 都道府県及び市町村(特別区を含む)に交付すべき交通安全対策特別交付金の額の決定及び返還に関すること。

理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、歩行者の保護のための車両等の通行方法に関する規制を強化し、大型自動車の運転の資格要件を引き上げ、たゞの額の決定及び返還に関すること。

ないこととする制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 大きな問題となりました道路交通法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、国民生活の一大脅威となつてゐる現下の交通事故激増の深刻な事態に対処し、交通事故防止の徹底を期すため、第一に、歩行者の保護のための車両等の通行方法に関する規制を強化し、大型自動車の運転の資格要件を引き上げ、たゞ、大型自動車免許の資格年齢を、十八歳から二十歳に引き上げ、その運転免許試験は、運転の経験期間が二年以上の者でなければ受けられることとされ、大型自動車免許の資格年齢を、十八歳から二十歳に引き上げ、その運転免許試験は、運転停止の制度を新設する等の措置を講ずることも、第二に、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通法違反事件を迅速かつ合理的に処理するため、現況明瞭、定期的比較的軽微な違反行為について、交通反則通告制度、すなわち、一定の道路交通法違反をした者に対する警告と併せて、警視監査官が法令に定める一定額の金銭の納付を通告し、その通告を受けた者が一定の期限までに納付すれば、その違反行為についての公訴が提起されなくなり、納付がなければ刑事手続が進行することを骨子とする制度を新設すること等を行なわれます。

○依田圭五君 私は、日本社会党を代表いたしましたが、全会一致をもつて提案どおりの附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。

○依田圭五君 登壇

本案は、六月十三日当委員会に付託され、六月二十二日藤枝国務大臣より提案理由の説明を聞き、自ら熱心に質疑を重ねたほか、特に参考人を

招いて意見を聴取するなど、慎重に審査を行なつてまいりましたが、その詳細は会議録によつて御承知いただきます。

案のとおり可決すべきものと認決した次第であります。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四派共同提案により、

交通の取り締まり、特に交通反則通告制度の運営の適正を期すため、いやしくも取り締まりのた

めの取り締まりとならないよう警察官の指導、取

り締まりの姿勢、態度等についての教育の徹底に

つとめ、積載制限違反の取り締まりにあたつて

は、運転者のみならず、雇用者、運行管理の地位

にある者及び荷主等の責任をも追及するよう配意

し、また、積載制限違反防止のため、自重計の備

えつけを義務化するよう検討し、さらに、少年に

よる道路交通法違反についても、成人と同様の手

続をとることができるように検討するとともに、あ

れでもかかわらず、通告処分に対します不不服審

査を認めないとすることは、公正な裁判を受ける

憲法上の権利を全面的に奪い取るものであり、戦

前、人民弾圧に猛威をふるいました違警罪即決令

の復活にはかならないのであります。(拍手)この

ことは、ひいては司法制度そのものを根底から崩

壊させ憲法第三十一条「何人も、法律の定める

手続によらなければ、刑罰を科せられない。」とい

う法定手続の保障、並びに同三十二条、「何人も、

裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」

という規定に照らしまして、違憲の疑いが濃厚で

あります。

第二は、おいら警官の復活を助長することであ

ります。

昭和三十五年の道交法改悪で、警官の権力主義

と懲罰主義が一そく強化されてまいりました。そ

の後の現場警官によります暴行さたは、ごく先

日の大阪の射殺事件のごとく、多數にのぼるのであります。しかも、この制度で現場警官が捜査、起訴、判決の三権を掌握いたしますことにより、

その専横と権力主義は一そく激化するであります。

現場警官の違法、不当を法的に規制いた

おらないのであります。

第三に、この制度は収奪の本質を持つておることであります。

この制度が、国税犯則事件と同じく、その処分に不服申し立てを許さずといたしておりますことは、この制度の本質が、その擬装にもかかわらず、全く収奪政策であることを自白いたしておる所であります。しかも、反則金という美名のもとに点数制が結びつけられまして、自動的かつ無利的に免許の取り消しなどの効果が発生いたしましたのみであつて、交通事故の防止には役立たない所であります。

第四に、地方自治体と警察権力の癒着が強められることがあります。

反則金制度の採用によりまして、年間約百四十五円の反則金の徴収が見込まれておりますが、これが地方自治体の重要な財源として用いられる所であり、換言すれば、警察が地方自治体の重要な事業官庁となることが明らかであります。すなわち、この制度は、地方自治体に対する警察の発言権を強大化し、警察国家への道を進める手段となるものであります。

第五に、刑法の改悪に関連する問題でありますと、第五に、刑法の改悪に關連する問題であります。刑法第二百十一条に規定いたしまする業務上過失致死傷罪の適用の大半が、実に道交法上の違反事件でありますから、大幅に罰則強化がなされたおそれのある道交法の改正で事足りるのであります。えて刑法を改正する必要はないのであります。

第六に、積載重量のオーバーいたしました場合に関連いたしまして、自重計の設置を企業者に義務づけもしないで、また、これを下命容認いたしました企業主や荷主に対しましては、単なる罰金刑のみであります。また、運転者には逆に懲役刑が新設されましたことは、著しく均衡を失するものであるといわなければなりません。(拍手)

第七に、死亡事故の場合、警察署長に、聴聞制度を省略いたしまして、免許の仮停止の権限を与えたさらに、從来認められてまいりました免許の停止における聴聞制度が、実質的に廃止されたこと

とであります。引き逃げ、酔っぱらいは例外といつたましても、百二条以下、過労運転、信号違反、追い越し禁止、踏み切り徐行など、証明の十分できない場合につきまして、警察署長限りの権限で運転者から一ヶ月近い生活手段を奪い去ることは、まことに重大であります。

第八に、公安委員会に対しまする事務の委任が極端に拡大されておることであります。

従来、公安委員会がやってまいりました免許の保留及び効力の停止に関する事務を、今回警視監または道府県警察本部長に一切行なわせようといふのであります。事務委任を行なうならば、第三者的な性格を持ちまするところの交通事故審判所というような機関を新設いたしまして、取り締まり当局の独断で運転者の生活権を一方的に奪い去るような制度は、絶対にこれを排除すべきであります。(拍手)

以上、要点を申し上げましたが、本来、道交法のあり方といたしまして、政府はもとより、道路管理者並びに公安委員会の交通安全施設に対する責任を明らかにいたしまして、かかる上で、雇用主や発注者、運転者の三者に、均衡のとれました罰則を整備いたし、また、警察権限の乱用を排除いたしまして、違反者に対し不当な制裁を加えることのないよう、真に交通事故防止の目的に適合する法体系を確立するものでなければならないのであります。

自動車時代の到来と、公共の福祉を口実にいたしまして、あらゆる交通安全の環境をつくる諸条件に對しまする、政府、道路管理者あるいは經營者側の政治的貧困、施策の貧困を回避いたしまして、働く者の立場を全く無視し、取り締まり面のみに力点を置きました本改正案に強く反対いたしました。私の討論を終わる次第であります。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

2 前項の認可を申請する者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の認可手数料を納めなければならない。

第八条中「書類を作成して」を「業務を行なつて」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(司法書士会の登記)

第十五条の三 司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(司法書士会の役員)

第十五条の四 司法書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、司法書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会

つて外国貿易の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外貿埠頭」とは、次の施設及びその附属施設の総体をいう。

一 本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主として貨物の運送を行なう事業(以下「外航貨物定期航路事業」という。)の用に供される船舶(以下「外航貨物定期船」という。)を係留するための岸壁及びその前面の泊地

二 前号の岸壁に係留される外航貨物定期船に係る貨物の荷さばきを行なうための固定的な施設

三 前二号の施設の機能を確保するために必要な施設

四 前各号の施設の敷地

(法人格)

第三条 外貿埠頭公団(以下「公団」という。)は、(公団の数及び事務所)法人とする。

第四条 公団は、京浜外貿埠頭公団(以下「京浜公団」という。)及び阪神外貿埠頭公団(以下「阪神公団」という。)とし、それぞれ主たる事務所を東京都及び神戸市に置く。

2 公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。(資本金)

第五条 京浜公団の資本金は、二億一千九百万円及び二億九千万円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、運輸大臣の認可に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億一千九百万円及び二億九千万円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、運輸大臣の認可に際し出資する額の合計額とする。

を受けて、その資本金を増加することができ

る。前項の規定により公団がその資本金を増加す

るときは、政府並びに京浜公団にあつては東京

都及び横浜市、阪神公団にあつては大阪市及び神戸市は、当該公団に出資することができ

る。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

3 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

4 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

5 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

6 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

7 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

8 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

9 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

10 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

11 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

12 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

13 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

14 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

15 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

16 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

17 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

18 前二号の登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

3 委員長は、委員会の会務を總理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、運輸大臣が任命する。この場合においては、公団に出資した地方公共団体の長がそれぞれ推薦した者のうちからそれぞれ一人を任命しなければならない。

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

1 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて当該公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

2 当該公団が所有する施設を使用して事業を営む者又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

3 委員は、公団の公務員たる性質

第十五条 公団の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならぬ。

2 委員会に委員長一人を置く。

(組織)

第十六条 公団の事務所を置くことができる。

2 委員会に委員長一人を置く。

(権限)

第十七条 委員会は、委員長又は第十一条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

は、その委員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

委員会は、委員長又は第十一条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

- ときはその職務を行なう。
- 4 監事は、公団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。
- 第二十一条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。**
- 2 副理事長及び理事は、運輸大臣の認可を受け、理事長が任命する。
- (役員の任期)
- 第二十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- (役員の欠格条項)
- 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、役員とならないことができる。
- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 第十四条第一号から第三号までの一に掲げる者（役員の解任）
- 第二十四条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。（役員の兼職禁止）
- 第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。（代表権の制限）

- 第二十六条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代理する。**
- (代理人の選任)
- 第二十七条 理事長は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従事する事務所の業務に因る一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- (職員の任命)
- 第二十八条 公団の職員は、理事長が任命する。（役員の公務員たる性質）
- 第二十九条 第十八条の規定は、役員及び職員について準用する。
- 第四章 業務**
- (業務の範囲)
- 第三十条 公団は、第一条の目的を達成するため、京浜公団にあつては東京港及び横浜港の、阪神公団にあつては大阪港及び神戸港の港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第二条第三項に規定する港湾区域並びに同条第四項に規定する臨港地区及びその周辺の地域において、次の業務を行なう。
- 1 外貿埠頭の建設を行なうこと。
- 2 前号の規定により建設した外貿埠頭の施設のうち第二条第一号の岸壁及び同条第二号の施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。
- 3 第一号の規定により建設した外貿埠頭に係る災害復旧工事を行なうこと。
- 4 前二号に掲げるもののほか、第一号の規定により建設した外貿埠頭の改良、維持その他の管理を行なうこと。
- 5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

- 2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲において、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。（岸壁等の貸付け）
- 第三十一条 公団は、第三十条第一項第二号の業務について準用する。**
- 2 当該岸壁等に係る港湾を航路の起点、寄港地又は終点とする外航貨物定期航路事業を營む者
- 3 委託に基づき、港湾施設に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。
- 3 委託に基づき、港湾施設について運輸大臣の認可を受けようとするときは、あらかじめ、当該外貿埠頭に係る港湾の港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理業者）（以下同じ。）に協議しなければならない。
- 4 公団は、第二項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしまふならない。
- (基本計画)
- 第三十二条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これに变更するときは、同様とする。
- 2 運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画に係る港湾の港湾管理者に協議しなければならない。
- (工事実施計画)
- 2 運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画に係る港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

- 3 第一号の規定により建設した外貿埠頭の改良、維持その他の管理を行なうときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。（工事実施計画）
- 2 公団は、第三十条第一項第一号の業務を行なうときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 2 公団は、前項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に記載する書類を、公団に出資した地方公共団体に
- 3 第三十一条 公団は、第三十条第一項第一号の業務を行なうときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 2 公団は、前項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に記載する書類を、公団に出資した地方公共団体に

提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十八条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出资した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十九条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(京浜外貿埠頭債券及び阪神外貿埠頭債券)

第四十一条 京浜公団又は阪神公団は、運輸大臣の認可を受けて、それぞれ京浜外貿埠頭債券(以下「京浜債券」という。)又は阪神外貿埠頭債券(以下「阪神債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による京浜債券又は阪神債券の債権者は、当該公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公団は、運輸大臣の認可を受けて、京浜債券又は阪神債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるものほか、京浜債券及び阪神債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第四十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入

金又は京浜債券若しくは阪神債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)
第十四条 公団は、運輸大臣が監督するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)

第五十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してそのの

第四十三条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び京浜債券又は阪神債券の償還計画を立てて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十四条 政府並びに京浜公団にあつては東京都及び横浜市、阪神公団にあつては大阪市及び神戸市は、予算の範囲内において、当該公団に対しても、第三十条第一項第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第四十五条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第四十六条 公団は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十七条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

(解散)

第五十二条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十三条 運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第四十条第一項若しくは第二項ただし書、第四十一条第一項若しくは第四

項、第四十三条又は第四十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十三条第一項の基本計画を定め、又は

三 第三十五条第二項又は第四十八条の規定による運輸省令を定めようとするとき。

四 第三十八条第一項又は第四十七条の規定によるとするとき。

五 第四十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準則)

第五十三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、公団を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 監督
(監督)
第五十条 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第五十一条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその

業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

8 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

9 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

10 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

11 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

12 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

13 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

14 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

15 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

16 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

17 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

18 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

19 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

20 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

21 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

22 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

23 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

24 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

25 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

26 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

27 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

28 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

29 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

30 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

31 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

32 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

33 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

34 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

35 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

36 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

37 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

38 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

39 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

40 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

41 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

42 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

43 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

44 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

45 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

46 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

47 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

48 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

49 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

50 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

51 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

52 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

53 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

54 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

55 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

56 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

57 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

58 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

59 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

60 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

61 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

62 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

63 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

64 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

65 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

66 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

67 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

68 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

69 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

第五十四条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十五条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

五 第四十九条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則**(施行期日)****第一条 この法律は、公布の日から施行する。****(公団の設立)****第二条 運輸大臣は、京浜公団又は阪神公団の理****事長又は監事となるべき者を指名する。****2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、当該公団の成立の時におい****て、この法律の規定により、それぞれ理事長又****は監事に任命されたものとする。****第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、京浜公****団又は阪神公団の設立に関する事務を処理させらる。****2 設立委員は、第五条第一項の地方公共団体に対する、当該公団に対する出資を募集しなければならない。****3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、**

運輸大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 この法律の施行の際現にその名称中に外貿埠頭公団といふ文字を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六周は、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遲滞なく」とする。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第九条 港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 外貿埠頭公団が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業**第十一条 公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）の**

一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「若しくは正する。

4 第百三十六条の二第一項第二号中「若しくは正する。

5 第百三十六条の二第一項第二号中「新東京国際空港公団」のしくは外貿埠頭公団」に改める。

6 第二十四条第二項中「新東京国際空港公団」の下に、「外貿埠頭公団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団 — 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団 — 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）

外貿埠頭公団
(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団 — 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）

外貿埠頭公団
(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第三中一の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団 — 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）

外貿埠頭公団
(登録免許税法の一部改正)

第十六条 印紙税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第三中一の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団 — 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第十七条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第十八条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第十九条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十一条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十二条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十三条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十四条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十五条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十六条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十七条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

第二十八条 外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

外貿埠頭公団
(法律第 号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項中「（賃借権を含む。以下同じ。）」、「（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）」及び「（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」を削り、同表の四の項中「（もつばら自）」の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「新東京国際空港公団」の下に「外貿埠頭公団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

二十一 外貿埠頭公団が直接外貿埠頭公団法

（昭和四十二年法律第二百一十六号）第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で

政令で定めるもの

第三百四十九条の三に次の二号を加える。

21 外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対し

て課する固定資産税の課税標準は、前二条の一

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

政令で定める施設の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

第一号（業務の範囲）の道路その他

の額とする。

第七百二十二条第二項中「又は第二十項」を「第二十項又は第二十一項」に改める。

附則に第二百一項及び第二百二項として次の二項を加える。

（外貿埠頭公団に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

101 外貿埠頭公団に対して課する昭和四十三年

度から昭和四十五年度までの各年度分の固定

資産税に限り、第三百四十九条の三第二十一

項の規定の適用については、同項中「二分の

一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるも

のとする。

102 外貿埠頭公団に対して課する昭和四十三年

度から昭和四十五年度までの各年度分の都市

計画税に限り、第七百二十二条第二項の規定の適

用については、同項中「第二十項又は第二

十一項」とあるのは、「若しくは第二十項又は

附則第二十一項」と読み替えるものとする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十七条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めま

す。運輸委員長内藤隆君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内藤隆君登壇〕

第三百四十九条の三に次の二号を加える。

21 外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対し

て課する固定資産税の課税標準は、前二条の一

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

（外貿埠頭公団を監督すること。）

六の二 外貿埠頭公団に関すること。

過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、外貿埠頭公団を設立して、外國貿易の増進上特に極要な地位を占める港湾における外

賃定期船埠頭の整備を推進させるとともに、その効率的使用を確保せんとするものであります。

その内容は、

埠頭公団の二つとし、その資本金は、京浜外貿埠頭公団では、政府出資二億一千萬円と、東京都及び横浜市が出資する額の合計額とし、阪神外貿埠頭公団では、政府出資二億九千万円と、大阪市と神戸市が出資する額の合計額とする。役員は、それぞれ理事長一人、副理事長一人、理事四人以内、監事一人とする」とあります。

第二に、公団は、主たる業務として、京浜外貿埠頭公団では東京港、横浜港、阪神外貿埠頭公団では大阪港、神戸港において外貿埠頭の建設及び貸し付けを行なうほか、外貿埠頭の円滑な利用を確保するために必要な諸施設の敷地の造成と管理等の業務を行なうこととすることであります。

第三に、その他公団の財務及び会計に関する事項、監督に関する事項、公団の設立手続、諸税の減免等について規定しております。

本法案は、去る六月二十九日本委員会に付託され、翌三十日政府より提案理由の説明を聽取し、

自來、参考人より意見を聴取する等、熱心なる質疑を行ない、七月十二日質疑を終了し、同日討論に入り、日本社会党を代表して米田東吾君より反対の討論が行なわれ、採決の結果、本案は起立多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本法案に対し、自由民主党、日本社会

党、民主社会党並びに公明党四党共同提案により、政府は同公團による外賃埠頭の建設及び運営にあたって、今後の財政資金確保のため特段の配慮をすること、並びに港湾管理者の行なう管理行政に支障を来たすことのないよう十分に配慮をすべき旨の附帯決議が提出され、全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石井光次郎君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（石井光次郎君） 日程第五、旅券法の特例に関する法律案（内閣提出）

○議長（石井光次郎君） 日程第五、旅券法の特例に関する法律案を議題といたします。

旅券法の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

旅券法の特例に関する法律

（趣旨）

は第八条第一項の申請をする者のうち、沖縄の法令に基づいて発給された沖縄の出城許可に関する書類の添附を必要とされる者にあつては、当該書類を同法第三条第一項又は第八条第一項の書類に加えて提出しなければならない。

3 第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中

「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が、国外においては領事官」とあるのは「南方連絡事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは

〔沖縄を出城〕とする。

（旅券の効力）

第五条 第二条第一項の申請をした者のうち、同一条第二項の規定の適用を受ける者及び沖縄に居住する者で外務省令で定めるものに対し、同条

第一項又は旅券法第九条第一項若しくは第十一条第一項の申請に基づいて発給した旅券について

は、同法第十八条第一項第一号中「本邦」とあるのは、沖縄を出城せず、又は本邦」と、同項第二号中「本邦に帰国」とあるのは「沖縄に再入域した

とき、又は沖縄及び本邦以外の地域から初めて

本邦に帰国した後一月を経過」と、同項第三号中

第一条 この法律は、沖縄（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）における旅券の発給等に関し、旅券法（昭和三十六年法律第二百六十七号）の適用の特例を定めるものとする。
（旅券の発給の申請等）

第二条 沖縄において旅券法第三条第一項、

4 第一項本文の規定は、旅券法第四条、第八条

第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所（總理）による請求を沖縄においてする場合について準用する。

（旅券の発行及び交付）

第三条 前条第一項の申請又は同条第四項の請求

由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができます。

2 前項の場合において、旅券法第三条第一項又は第八条第一項の申請をする者のうち、沖縄の法令に基づいて発給された沖縄の出城許可に関する書類の添附を必要とされる者にあつては、当該書類を同法第三条第一項又は第八条第一項の書類に加えて提出しなければならない。

第四条 第二条第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第十二条第一項中「国内」とあるのは「沖縄」と、「本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖縄と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復へ本邦を経由してする数次往復を含む。」とす

る。

2 前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

「国内」とあるのは「沖縄又は本邦」と、「国外」とあるのは「沖縄及び本邦以外の地域」と、「帰國」とあるのは「沖縄に再入域し、又は帰国」とす。

(権限の委任)

第六条 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

(外務省令への委任)

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、沖縄における旅券の取扱いその他これら的规定の適用を受ける旅券に関する必要な事項は、外務省令で定める。

(附 則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法の一部を次のように改正する。
第十三条第一項に次の一号を加える。

五 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の規定の適用を受ける

旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

第十四条第三項中「第四号」を「第五号」に改め

「報告書は本号末尾に掲載」

ましても、従来、琉球政府が高等弁務官の許可を得て身分証明書を発給しておりましたが、これも日本政府南方連絡事務所において発給できる」といはれております。

(旅券法の一一部改正)

3 旅券法の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のよう改める。

7 沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)、婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)、沖の鳥島又は南鳥島に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

○福田篤泰君 ただいま議題となりました旅券法の特例に関する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ます。

沖縄住民は、従来、日本旅券を取得するために、一たん本邦へ渡航して通常の手続により旅券の発給を受けるか、あるいは、米国民政府発行の身分証明書により外国へ渡航後、わが国の在外公館に申し出て旅券の発給を受けるか、いずれかの方法によらなければなりませんでしたので、いろいろの不便がありました。

政府は、沖縄にある日本政府南方連絡事務所において日本旅券を発給できるよう、日米協議委員会において交渉してまいりましたところ、昨年五月、同委員会において合意が成立いたしました。本法律案は、この合意に基づき、沖縄において旅券の発給を実施するため必要な事項を旅券法の特例として定めたものであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長福田篤泰君。

なお、沖縄から本邦へ渡航する沖縄住民に対し

官 報 (号 外)

文教委員	青木 正久君	井村 重雄君	内海 清君	北側 義一君	田中 角榮君
大蔵委員	河野 洋平君	堀川 恭平君	塙本 三郎君	吉田 之久君	川上 貫一君
文教委員	増岡 博之君	吉田 賢一君	芳賀 貢君	山下 榮二君	河上 民雄君
社会労働委員	天野 光晴君	吉田 勝造君	廣沢 直樹君	栗林 三郎君	川村 繼義君
社会労働委員	大石 武一君	井村 重雄君	勝澤 芳雄君	櫻内 義雄君	小宮山重四郎君
社会労働委員	増岡 博之君	福永 一臣君	淡谷 悠藏君	倉成 正君	外務委員
青木 正久君	小宮山重四郎君	(常任委員補欠選任)	勝澤 芳雄君	櫻内 義雄君	河野 洋平君
河野 洋平君	塙谷 一夫君	淡谷 悠藏君	櫻内 義雄君	井村 重雄君	武藤 嘉文君
武藤 嘉文君	井上 泉君	塙谷 一夫君	小渕 恵三君	福永 一臣君	大石 武一君
農林水産委員	中野 明君	中馬 辰猪君	瀬戸山三男君	芳賀 貢君	塙谷 一夫君
栗林 三郎君	辻 寛一君	田中 角榮君	栗林 三郎君	福永 一臣君	青木 正久君
芳賀 貢君	塙谷 一夫君	中野 明君	谷口善太郎君	増岡 博之君	吉田 賢一君
商工委員	中野 明君	加藤 六月君	村上信二郎君	芳賀 貢君	塙谷 一夫君
農林水産委員	塙谷 一夫君	山下 元利君	塙谷 一夫君	福永 一臣君	武藤 嘉文君
地方行政委員	加藤 六月君	村上信二郎君	吉田 之久君	吉田 賢一君	大蔵委員
武藤 嘉文君	千葉 佳男君	濱野 清吾君	内海 清君	吉田 賢一君	河野 洋平君
吉田 奕造君	福永 一臣君	川村 繼義君	塙谷 一夫君	千葉 佳男君	青木 正久君
加藤 清二君	吉田 賢一君	山田 久就君	辻 寛一君	吉田 勝造君	塙本 三郎君
砂田 重民君	野間千代三君	中馬 辰猪君	井村 重雄君	依田 圭五君	吉田 賢一君
運輸委員	塙谷 一夫君	河上 民雄君	青木 正久君	野間千代三君	塙川 恭平君
砂田 重民君	野間千代三君	吉田 之久君	砂田 重民君	吉田 之久君	吉田 賢一君
建設委員	永江 一夫君	依田 圭五君	塙本 三郎君	正木 良明君	内海 清君
建設委員	依田 圭五君	塙谷 一夫君	吉田 之久君	吉田 賢一君	青木 正久君
法務委員	山下 元利君	三ツ林弥太郎君	内海 清君	栗林 三郎君	吉田 賢一君
文教委員	増岡 博之君	吉田 勝造君	内海 清君	永江 一夫君	塙本 三郎君
予算委員	吉田 勝造君	栗林 三郎君	内海 清君	永江 一夫君	吉田 賢一君

つて、その大要は次のとおりである。

(1) 大型車に対する法的規制を強化し、免許の効力の仮停止の制度を設けるなど所要の規定を整備する。

1 横断歩行者の保護の徹底を図るため、車両等の通行方法の規定を整備する。

2 大型自動車による交通事故を防止するため、運行記録計の適正な運用管理をはかるとともに、積載制限違反に対する罰則を強化し、および安全運転管理者等による積載制限違反の下命、容認を禁止する。

3 大型自動車免許の資格年齢を十八歳から二十歳に引き上げるとともに、その受験資格要件として、新たに運転の経験期間二年以上を加えるものとする。

また、ダンプカー等政令で定める大型自動車の運転の資格要件とされている運転の経験期間を二年から三年に引き上げる。

4 悪質重大な交通事故を起こした運転者に対する運転免許の仮停止の制度を新設する。

5 運転免許の行政処分の手続を合理化する。

(2) 激増している道路交通法違反事件の処理の合理化を図るため、一定の違反行為を反則行為とし、これに関する処理手続の特例を設ける。

1 車両以外の車両等の運転者がした運転にに関する一定の違反行為を反則行為とし、これを犯した行為者を反則者とする。

ただし、無資格運転者、過去一年以内に運転免許の効力の停止を受けた者等を反則者としない。

2 警察官は、成人の反則者に対し、反則行為の事実および種別、出頭の期日等を書面で告知するものとし、告知をしたときは、警視監または道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告するものとする。

3 告知の報告を受けた警察本部長は、告知を受けた者が告知されたとおりの反則者であるときは、その者に対し反則金の納付を

6 反則金の額は、別表で限度額を定め、その範囲内で反則行為の種別に応じ、政令で定額を定めることとする。

7 その他、仮納付をした者に対する通告の方針、告知が誤つていた場合における仮納付金の返還、反則者の刑事案件に関する訴訟条件、方面本部長に対する権限の委任、この手続の実施等について必要な事項の政令への委任等について規定する。

(3) 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、反則金収入額に相当する金額を、道路交通事故の設置に要する費用に充てさせる

ため、交通安全対策特別交付金として都道府県および市町村（特別区を含む。）に交付する

ければならないこととし、この期間内に反るものとする。

則金を納付した者は、通告を受けた事件について、公訴を提起されない。納付がなかつたときは通常の刑事手続が進行する。

5 警察本部長の通告に先立つて行なわれる

5 警察官の告知を受けた者は、七日以内に反

二 議案の可決理由

激増する交通事故の防止を図るため、歩行者の保護のための車両等の通行方法に関する規制を強化し、大型自動車の運転資格を厳格にし、運転免許の効力の仮停止の制度を設ける等の措

置を講ずるとともに、新たに交通反則通告制度を設けようとする本案の趣旨を妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であ

る。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年七月十一日

地方行政委員長 亀山 孝一
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民生活の一大脅威となつてゐる現下

の交通事故激増の深刻な事態に対処し、人命を尊重し、交通事故防止の徹底を期するため、特に左

の諸点について、すみやかに強力かつ抜本的な措置を講じ、その対策に遺憾なきを期すべきである。

一 道路交通法に基づく交通の指導取締り、とくに交通反則通告制度の運営の適正を期するため、警察官の資質の向上、指導取締りの姿勢、態度等についての教育の徹底につとめ、いやしくも取締りのための取締りとならないよう周到な配慮と責任ある指導を行なうこと。

二 積載制限違反の取締りにあたつては、運転者ののみならず、雇用者、運行管理の地位にある者および荷主等の責任をも追求するよう配意すること。なお、積載制限違反の防止のため、自重計の備付けを義務化するよう早急に検討すること。

三 運転免許の仮停止にあたつては、違反および過失の有無を慎重に検討し、いやしくも過誤なきを期するよう十分に指導すること。

四 交通の安全を確保するため、交通安全教育をさらに強力に推進するとともに、遵法精神を昂揚し、交通道德の確立をはかること。

五 交通安全施設等(歩道、信号機、ガード・レール、街路照明灯、横断歩道橋、道路標識、踏切道の改良等)の整備をさらに促進するため、国において十分な財源措置を講ずるとともに、特

に、地方財政の現況にかんがみ、道路交通安全

対策に必要な地方財源措置についても万全を期すること。なお、交通安全対策特別交付金にかえて、すみやかに別途十分な財源措置を講ずること。

六 交通事故の現況にかんがみ、少年による道路交通事故についても、成人と同様の手続きをとることができるよう早急に検討すること。

七 交通事故にともなう事案の適切かつ迅速な処理をはかるため、交通審判所(仮称)の設置等について検討すること。

右決議する。

本案は、司法書士会および司法書士会連合会

並びに土地家屋調査士会および土地家屋調査士会連合会の目的達成を円滑にするため、これら

の会を法人とするとともに、その会則および役員に関する規定を整備し、あわせて司法書士の業務に関する規定を明確にするとともに、新たに、千円以下の範囲において、司法書士認可の手数料の徴収について規定しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案の改正の趣旨は、司法書士会および司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会および土地家屋調査士会連合会に法人格を与えることによつて、会の運営および財産関係を明瞭ならしめ、その目的達成の円滑に資するとともに、あわせて司法書士の業務内容を明確にし、司法書士認可に手数料を要することとしたものである。さて、本案は、きわめて妥当な措置である。よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

一 登記簿と台帳の一元化を急ぐとともに、不動産登記法に定める地図及び建物所在図の整備について最善の努力を払うこと。

二 司法書士会及び土地家屋調査士会が、健全に発展し、会員の研修を自主的に行なうことができるようにするとともに、懲戒制度について

も、自主的措置がなし得るよう、育成指導すること。

三 司法書士の試験制度も、土地家屋調査士のそれと同様に、国家試験を採用するよう努力をいたすこと。

昭和四十二年七月十一日

法務委員長 大坪 保雄

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を

改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に

関する報告書

一 議案の要旨及び目的

右報告する。

なお、本案に對しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

四 登記所の人員増加、設備の充実等について格

段の努力を払い、速やかに自主的に登記事務の適切かつ敏速な処理を行なうことができるようになること。

右決議する。

官 報 (号) 外

段の努力を払い、速やかに自主的に登記事務の適切かつ敏速な処理を行なうことができるようになること。

右決議する。

衆議院議長 石井光次郎殿

外貿埠頭公團法案(内閣提出)に関する報告書

書

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、放送の普及発展の現況にかんがみ、日本放送協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者のうち、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置したもの、協会と受信契約を締結しなくてもよいこととするもので、施行期日は昭和四十三年四月一日となつている。

二 議案の可決理由

本案は、放送の普及発展の実情等に照らして、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年七月十二日

通信委員長 松澤 雄藏

決を経なければならないこととする。

4 公團の役員として、それぞれ、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置くこととする。

5 公團は、主たる業務として、京浜外貿埠頭を占める港湾における外貿定期船埠頭の整備を推進するため、外貿埠頭公團を設立しようとするもので、その内容は次のとおりである。

右報告する。

昭和四十二年七月十二日

運輸委員長 内藤 隆

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

6 そのほか、公團の財務及び会計に関する事項、監督に関する事項、公團の設立手続、諸税の減免等について規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、港湾管理者財政悪化の現状と外貿埠頭の効率使用確保の必要性にかんがみ、外貿埠頭の整備を推進するため、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

二 港湾管理者の行なう管理行政に支障をきたすことのないよう十分の配慮をすること。

右決議する。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を

附することに決した。

三 本案施行に要する経費

3 公團に管理委員会を置き、公團の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、その議

昭和四十二年度一般会計予算運輸省所管に京浜外貿埠頭公團出資として一億一千万円、阪神外貿埠頭公團出資として二億九千万円が計上されている。

4 公團の役員として、それぞれ、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置くこととする。

5 公團は、主たる業務として、京浜外貿埠頭を占める港湾における外貿定期船埠頭の整備を推進するため、外貿埠頭公團を設立しようとするもので、その内容は次のとおりである。

右報告する。

昭和四十二年七月十二日

運輸委員長 内藤 隆

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

6 そのほか、公團の財務及び会計に関する事項、監督に関する事項、公團の設立手続、諸税の減免等について規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、港湾管理者財政悪化の現状と外貿埠頭の効率使用確保の必要性にかんがみ、外貿埠頭の整備を推進するため、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

二 港湾管理者の行なう管理行政に支障をきたすことのないよう十分の配慮をすること。

右決議する。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を

附することに決した。

三 本案施行に要する経費

3 公團に管理委員会を置き、公團の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、その議

本案は、旅券法の沖縄における適用の特例を定め、同地域においても旅券の発給ができることとし、また、本邦へ渡航する者に対しても政府の身分証明書の発給ができることとする措置を講ずることを目的とするもので、その内容は次のとおりである。

により、南方連絡事務所長に委任することが
できるわ」と。

6 総理府設置法の一部を改正し、南方連絡事務所の行なう事務に、この法律の適用を受け

る旅券に関する事務を加えること。

沖縄における旅券発給等の申請は、申請者が出頭の上、南方連絡事務所長を経由して外

務大臣に行なうものとする」と。ただし、申

讀者の出頭が困難な場合には、代理人による

申請が認められる。

3 沖繩における旅券の発給は外務大臣が行な
城許可に関する書類の添附を必要とする者
は、申請書にこの書類を加えて提出すること
と。

南方連絡事務所長が交付した旅券のうち、沖縄に居住する者に対して発給した旅券につ

繩に再入域するまで効力を有すること。

5 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところ

右報告する。

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院會議錄第三十六號中正設

卷之二

正

第十八条
又は運輸省令で

又は運輸省令で

九六九
九三
一六
点命

卷之三

同意を得る

同意を得る

意見をきくもの
意見を立てるもの

確立

昭和四十二年七月十三日 衆議院会議録第三十八号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
<small>ただし良質紙は三十円 (配送料共)</small>		
発行所		
東京都港区赤坂葵町二番地 大蔵省印刷局		
電話	東京	五八一四四一(大谷)